

自動車損害賠償責任共済規程等の一部変更について

令和8年4月

自動車損害賠償責任共済規程等の一部変更

(1) 変更理由

自動車損害賠償責任共済・保険（以下、「自賠責共済」という。）の引受・契約管理における業界共同システム「One-JIBAI」の導入に伴い、自賠責共済に関する非対面での手続きや自賠責共済証明書のPDFデータ交付等が実現している。

これら実現後の実務にあわせた規定の明確化等、現行実務との整合等を図るため、全国共済農業協同組合連合会（全共連）及び農業協同組合（農協）並びに全国自動車共済協同組合連合会（全自共）及び自動車共済協同組合の共済規程並びに全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）の共済事業規約の変更が必要となる。

(2) 変更内容

① 現行実務との整合を図るための所要の変更

自賠責共済に関する非対面での手続きや自賠責共済証明書のPDFデータ交付等が実現した後の実務にあわせた規定の明確化等、現行実務との整合を図るため、所要の変更を行う。

② その他

「自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令」が令和7年12月に施行され、組合・保険会社の間に発生する請求関係書類の電子化が可能となる法整備が行われたことに伴い、所要の変更を行う。

目次

全国共済農業協同組合連合会（全共連）及び農業協同組合（農協）

共済規程 P 3～

共済約款 P 9～

全国自動車共済協同組合連合会（全自共）及び自動車共済協同組合

共済規程 P 13～

共済約款 P 25～

全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）

共済事業規約 P 29～

共済約款 P 37～

次のとおり、全国共済農業協同組合連合会共済規程を一部変更する。

共済規程変更条文新旧対照表

(下線部分は変更部分)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第4章 自動車損害賠償責任共済に関する事項</p> <p>(共済金等の支払)</p> <p>第17条 この会は、共済契約者又は被共済者が第3条に規定する損害賠償責任を負ったことによる損害又はその原因となるべき事実が発生したことを知ったときは、共済契約者又は被共済者に対し、次のことを遅滞なく、この会に通知させる。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 被共済自動車が、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第41条に規定する自動運行装置を備えているときは、当該装置の作動状況</u></p> <p><u>(3) 第1号に掲げる事項について証人となる者がある場合は、その者の氏名及び住所</u></p> <p><u>(4) [略]</u></p> <p>2 この会は、前項の<u>事項</u>のほか、この会が特に必要とする書類又は証拠となるものを共済契約者又は被共済者に対し、この会に提出させることがで</p>	<p style="text-align: center;">第4章 自動車損害賠償責任共済に関する事項</p> <p>(共済金等の支払)</p> <p>第17条 この会は、共済契約者又は被共済者が第3条に規定する損害賠償責任を負ったことによる損害又はその原因となるべき事実が発生したことを知ったときは、共済契約者又は被共済者に対し、次のことを遅滞なく、<u>書面</u>でこの会に通知させる。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 前号</u>に掲げる事項について証人となる者がある場合は、その者の氏名及び住所</p> <p><u>(3) [略]</u></p> <p>2 この会は、前項の<u>書類</u>のほか、この会が特に必要とする書類又は証拠となるものを共済契約者又は被共済者に対し、この会に提出させることがで</p>

改 正 後	改 正 前
<p>きる。</p> <p>3 被共済者が共済契約に基づいて損害のてん補を受けようとするときは、共済金支払請求書に損害賠償金の支払を証明する書類又は証拠その他この会が必要とする書類又は証拠を添え、これをこの会に提出させる。</p> <p>9 この会は、令第12条において準用する令第3条に規定する書面により被害者から損害賠償の請求を受けた場合（<u>民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）第6条及び自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（令和5年国土交通省令第7号）第10条第2項の規定に基づき電磁的方法により請求を受けた場合を含む。</u>）は、遅滞なく、法第23条の3において準用する法第16条の4第1項に規定する書面を被害者に交付する。</p> <p>16 この会は、令第12条において準用する令第6条に規定する書面により、被害者から法第23条の3において準用する法第17条第1項に規定する仮渡金（以下この条において「仮渡金」という。）の支払の請求を受けたときは、遅滞なく、請求に係る金額を支払う。</p> <p>（災害等による特別措置）</p>	<p>きる。</p> <p>3 被共済者が共済契約に基づいて損害のてん補を受けようとするときは、共済金支払請求書に損害賠償金の支払を証明する書類その他この会が必要とする書類を添え、これをこの会に提出させる。</p> <p>9 この会は、令第12条において準用する令第3条に規定する書類により被害者から損害賠償の請求を受けた場合は、遅滞なく、法第23条の3において準用する法第16条の4第1項に規定する書面を被害者に交付する。</p> <p>16 この会は、令第12条において準用する令第6条に規定する書類により、被害者から法第23条の3において準用する法第17条第1項に規定する仮渡金（以下この条において「仮渡金」という。）の支払の請求を受けたときは、遅滞なく、請求に係る金額を支払う。</p> <p>（災害等による特別措置）</p>

改正後	改正前
<p>第21条 この会は、第8条、第10条及び第11条の規定にかかわらず、災害等に伴い、道路運送車両法第61条の2の規定により自動車検査証の有効期間の伸長が行われた場合には、共済契約締結の手續及び共済掛金の収納について、この会が定めた特別措置を適用することができる。</p>	<p>第21条 この会は、第8条、第10条及び第11条の規定にかかわらず、災害等に伴い、道路運送車両法<u>(昭和26年法律第185号)</u>第61条の2の規定により自動車検査証の有効期間の伸長が行われた場合には、共済契約締結の手續及び共済掛金の収納について、この会が定めた特別措置を適用することができる。</p>

次のとおり、農業協同組合共済規程を一部変更する。

共済規程変更条文新旧対照表

(下線部分は変更部分)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第4章 自動車損害賠償責任共済に関する事項</p> <p>(共済金等の支払)</p> <p>第16条 この組合は、共済契約者又は被共済者が第3条に規定する損害賠償責任を負ったことによる損害又はその原因となるべき事実が発生したことを知ったときは、共済契約者又は被共済者に対し、次のことを遅滞なく、この組合に通知させる。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 被共済自動車が、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第41条に規定する自動運行装置を備えているときは、当該装置の作動状況</u></p> <p><u>(3) 第1号に掲げる事項について証人となる者がある場合は、その者の氏名及び住所</u></p> <p><u>(4) [略]</u></p> <p>2 この組合は、前項の<u>事項</u>のほか、この組合が特に必要とする書類又は証拠となるものを共済契約者又は被共済者に対し、この組合に提出させるこ</p>	<p style="text-align: center;">第4章 自動車損害賠償責任共済に関する事項</p> <p>(共済金等の支払)</p> <p>第16条 この組合は、共済契約者又は被共済者が第3条に規定する損害賠償責任を負ったことによる損害又はその原因となるべき事実が発生したことを知ったときは、共済契約者又は被共済者に対し、次のことを遅滞なく、<u>書面</u>でこの組合に通知させる。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 前号</u>に掲げる事項について証人となる者がある場合は、その者の氏名及び住所</p> <p><u>(3) [略]</u></p> <p>2 この組合は、前項の<u>書類</u>のほか、この組合が特に必要とする書類又は証拠となるものを共済契約者又は被共済者に対し、この組合に提出させるこ</p>

改 正 後	改 正 前
<p>とができる。</p> <p>3 被共済者が共済契約に基づいて損害のてん補を受けようとするときは、共済金支払請求書に損害賠償金の支払を証明する書類又は証拠その他この組合が必要とする書類又は証拠を添え、これをこの組合に提出させる。</p> <p>9 この組合は、令第12条において準用する令第3条に規定する書面により被害者から損害賠償の請求を受けた場合（<u>民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）第6条及び自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（令和5年国土交通省令第7号）第10条第2項の規定に基づき電磁的方法により請求を受けた場合を含む。</u>）は、遅滞なく、法第23条の3において準用する法第16条の4第1項に規定する書面を被害者に交付する。</p> <p>16 この組合は、令第12条において準用する令第6条に規定する書面により、被害者から法第23条の3において準用する法第17条第1項に規定する仮渡金（以下この条において「仮渡金」という。）の支払の請求を受けたときは、遅滞なく、請求に係る金額を支払う。</p> <p>(災害等による特別措置)</p>	<p>とができる。</p> <p>3 被共済者が共済契約に基づいて損害のてん補を受けようとするときは、共済金支払請求書に損害賠償金の支払を証明する書類その他この組合が必要とする書類を添え、これをこの組合に提出させる。</p> <p>9 この組合は、令第12条において準用する令第3条に規定する書類により被害者から損害賠償の請求を受けた場合は、遅滞なく、法第23条の3において準用する法第16条の4第1項に規定する書面を被害者に交付する。</p> <p>16 この組合は、令第12条において準用する令第6条に規定する書類により、被害者から法第23条の3において準用する法第17条第1項に規定する仮渡金（以下この条において「仮渡金」という。）の支払の請求を受けたときは、遅滞なく、請求に係る金額を支払う。</p> <p>(災害等による特別措置)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第20条 この組合は、第8条、第10条及び第11条の規定にかかわらず、災害等に伴い、道路運送車両法第61条の2の規定により自動車検査証の有効期間の伸長が行われた場合には、共済契約締結の手續及び共済掛金の収納について、全国共済連が定めた特別措置を適用することができる。</p>	<p>第20条 この組合は、第8条、第10条及び第11条の規定にかかわらず、災害等に伴い、道路運送車両法<u>(昭和26年法律第185号)</u>第61条の2の規定により自動車検査証の有効期間の伸長が行われた場合には、共済契約締結の手續及び共済掛金の収納について、全国共済連が定めた特別措置を適用することができる。</p>

次のとおり、全国共済農業協同組合連合会 自動車損害賠償責任共済約款を変更する。

自動車損害賠償責任共済約款変更条文新旧対照表

(下線部分に変更部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第6条 [事故の発生]</p> <p>(1) 共済契約者または被共済者は、第2条 [共済責任の範囲] の損害またはその原因となるべき事実が発生したことを知った場合には、遅滞なく、次の事項を組合に通知しなければなりません。</p> <p>① } } [略] ④ }</p> <p>⑤ 損害賠償の請求を受けた場合はその内容</p> <p><u>(4) 共済契約者または被共済者は、第2条の損害またはその原因となるべき事実が発生したことを知った場合において、第2条の損害にかかる訴訟を提起し、または提起されたときは、遅滞なく、その内容を書面または組合の指定する電磁的方法により組合に通知しなければなりません。</u></p> <p>第13条 [告知義務および告知義務違反による解除]</p>	<p>第6条 [事故の発生]</p> <p>(1) 共済契約者または被共済者は、第2条 [共済責任の範囲] の損害またはその原因となるべき事実が発生したことを知った場合には、遅滞なく、次の事項を<u>書面</u>で組合に通知しなければなりません。</p> <p>① } } [略] ④ }</p> <p>⑤ 損害賠償の請求を受けた場合<u>または第2条の損害にかかる訴訟を提起し、もしくは提起された場合はその内容</u></p> <p>第13条 [告知義務および告知義務違反による解除]</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(3) (2) 本文の規定は、組合が共済契約者または被共済者の<u>書面または組合の指定する電磁的方法による</u>申出を受けて共済証明書の記載を訂正した場合、組合が解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または共済契約の成立後5年を経過した場合には、これを適用しません。</p> <p>(7) 共済契約者は、(2)の規定により共済契約が解除された場合には、被共済自動車検査対象外軽自動車(道路運送車両法第58条第1項に規定する検査対象外軽自動車をいいます。以下同じ。)または原動機付自転車以外の自動車であるときは共済証明書を、検査対象外軽自動車または原動機付自転車であるときは共済証明書および共済標章を組合に返納<u>または破棄</u>しなければなりません。</p> <p>第16条 [組合または共済契約者による解除]</p> <p>(1) 共済契約者は、(2)に規定する場合のほか、被共済自動車が次のいずれかに該当する場合に限り、組合に対する<u>書面または組合の指定する電磁的方法による</u>通知をもって、共済契約を解除することができます。</p>	<p>(3) (2) 本文の規定は、組合が共済契約者または被共済者の<u>申出により</u>共済証明書の記載を訂正した場合、組合が解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または共済契約の成立後5年を経過した場合には、これを適用しません。</p> <p>(7) 共済契約者は、(2)の規定により共済契約が解除された場合には、被共済自動車検査対象外軽自動車(道路運送車両法第58条第1項に規定する検査対象外軽自動車をいいます。以下同じ。)または原動機付自転車以外の自動車であるときは共済証明書を、検査対象外軽自動車または原動機付自転車であるときは共済証明書および共済標章を組合に返納しなければなりません。</p> <p>第16条 [組合または共済契約者による解除]</p> <p>(1) 共済契約者は、(2)に規定する場合のほか、被共済自動車が次のいずれかに該当する場合に限り、組合に対する書面による通知をもって、共済契約を解除することができます。</p>

改正後	改正前
<p>① } } [略] ⑦ }</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する場合には、組合は共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約者は組合に対する書面または<u>組合の指定する電磁的方法</u>による通知をもって、それぞれ共済契約を解除することができます。</p> <p>① [略] ② [略]</p> <p>第18条 [共済証明書等の再交付]</p> <p>(1) 組合は、次の場合に共済証明書を共済契約者に再交付します。</p> <p>① 共済契約者から<u>損傷もしくは識別困難</u>となった共済証明書の提出またはその<u>証拠の提出</u>があった場合</p> <p>② 共済契約者から共済証明書につき、盗難、焼失、滅失等があったことの<u>証拠</u>の提出があった場合</p> <p>(2) 組合は、次の場合に共済標章を共済契約者に再交付します。この場合には、共済契約者は、共済証明書を提示しなければなりません。</p>	<p>① } } [略] ⑦ }</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する場合には、組合は共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約者は組合に対する書面による通知をもって、それぞれ共済契約を解除することができます。</p> <p>① [略] ② [略]</p> <p>第18条 [共済証明書等の再交付]</p> <p>(1) 組合は、次の場合に共済証明書を共済契約者に再交付します。</p> <p>① 共済契約者から<u>損傷または識別困難</u>となった共済証明書の提出があった場合</p> <p>② 共済契約者から共済証明書につき、盗難、焼失、滅失等があったことを<u>証する書類</u>の提出があった場合</p> <p>(2) 組合は、次の場合に共済標章を共済契約者に再交付します。この場合には、共済契約者は、共済証明書を提示しなければなりません。</p>

改正後	改正前
<p>① 共済契約者から<u>損傷もしくは識別困難</u>となった共済標章の提出<u>またはその証拠の提出</u>があった場合</p> <p>② 共済契約者から共済標章につき、盗難、焼失、滅失等があったこと<u>の証拠</u>の提出があった場合</p> <p>第20条 [共済契約者の権利義務の承継]</p> <p>被共済自動車が譲渡された場合に、譲渡人および譲受人が、被共済自動車にかかる共済契約による権利義務を譲受人が承継する旨を組合に通知したときは、被共済自動車が譲渡された時に、その承継について組合の承認があったものとみなします。</p>	<p>① 共済契約者から損傷<u>または識別困難</u>となった共済標章の提出があった場合</p> <p>② 共済契約者から共済標章につき、盗難、焼失、滅失等があったこと<u>を証する書類</u>の提出があった場合</p> <p>第20条 [共済契約者の権利義務の承継]</p> <p>被共済自動車が譲渡された場合に、譲渡人および譲受人が、被共済自動車にかかる共済契約による権利義務を譲受人が承継する旨を<u>書面により</u>組合に通知したときは、被共済自動車が譲渡された時に、その承継について組合の承認があったものとみなします。</p>

次のとおり、全国自動車共済協同組合連合会共済規程を一部変更する。

共済規程変更条文新旧対照表

(下線部分は変更部分)

改正後	改正前
<p>(共済金等の支払手続)</p> <p>第 19 条 共済契約者または被共済者は、事故が発生したことを知ったときは、次の各号の事項を遅滞なく、<u>本会</u>に通知しなければならない。</p> <p>(1) 事故発生の日時、場所、その状況、被害者の住所、氏名、年齢および職業</p> <p>(2) <u>被共済自動車が、道路運送車両法第 41 条に規定する自動運行装置(以下「自動運行装置」という。)を備えているときは、当該装置の作動状況</u></p> <p>(3) <u>第 1 号</u>に掲げる事項について証人となる者があるときは、その住所および氏名</p> <p>(4) 損害賠償の請求を受けたときまたは第 15 条第 1 項の損害に係る訴訟を提起しようとするとき、もしくは提起されたときはその内容</p> <p>2 共済契約者または被共済者は、事故が発生した場合において、本会が特に必要とする書類または証拠となるべきものの提出を求めたときは、遅滞なく、これを本会に提出しなければならない。</p> <p>3 被共済者が共済契約に基づいて共済金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、本会が求めるものを本会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 共済金請求書</p> <p>(2) 印鑑証明書等、共済金の請求者が本人であることの証明資料</p> <p>(3) 公の機関が発行する交通事故証明書</p> <p>(4) 事故発生状況報告書</p> <p>(5) 死亡に関して支払われる共済金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類、その他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類および戸籍</p> <p>(6) 後遺障害に関して支払われる共済金の請求に関しては、後遺障害診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類およびその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類</p>	<p>(共済金等の支払手続)</p> <p>第 19 条 共済契約者または被共済者は、事故が発生したことを知ったときは、次の各号の事項を遅滞なく<u>書面</u>で本会に通知しなければならない。</p> <p>(1) 事故発生の日時、場所、その状況、被害者の住所、氏名、年齢および職業</p> <p>(2) <u>前号</u>に掲げる事項について証人となる者があるときは、その住所および氏名</p> <p>(3) 損害賠償の請求を受けたときまたは第 15 条第 1 項の損害に係る訴訟を提起しようとするとき、もしくは提起されたときはその内容</p> <p>2 共済契約者または被共済者は、事故が発生した場合において、本会が特に必要とする書類または証拠となるべきものの提出を求めたときは、遅滞なく、これを本会に提出しなければならない。</p> <p>3 被共済者が共済契約に基づいて共済金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、本会が求めるものを本会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 共済金請求書</p> <p>(2) 印鑑証明書等、共済金の請求者が本人であることの証明資料</p> <p>(3) 公の機関が発行する交通事故証明書</p> <p>(4) 事故発生状況報告書</p> <p>(5) 死亡に関して支払われる共済金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類、その他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類および戸籍</p> <p>(6) 後遺障害に関して支払われる共済金の請求に関しては、後遺障害診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類およびその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類</p>

<p>(7) 傷害に関して支払われる共済金の請求に関しては、診断書、診療(調剤)報酬明細書もしくはそれに類する領収書、休業損害の額、通院費の額を証明する書類およびその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類</p> <p>(8) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払があったことを証明する書類</p> <p>4 本会は、事故の内容、損害の額、<u>自動運行装置の作動状況等</u>に応じ、共済契約者または被共済者に対して、前項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または本会が行う調査への協力を求めることがある。この場合には、本会が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければならない。</p> <p>5 被害者は、損害賠償額の支払の請求をしようとするときは、令第12条において準用する令第3条第1項に規定する書面に同条第2項に規定する書類を添付して、これを本会に提出しなければならない。<u>なお、民間事業者等が令第12条において準用する令第3条第1項に規定する書面に同条第2項に規定する書類を添付して本会に提出することで、損害賠償額の支払の請求をしようとするときは、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)第6条および自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(令和5年国土交通省令第7号)第10条第2項の規定に基づき電磁的記録による提出も可能とする。</u></p> <p>6 被害者は、仮渡金の支払の請求をしようとするときは、令第12条において準用する令第6条において準用する令第3条第1項に規定する書面(同項第6号の算出基礎に係る部分を除く。)に同条第2項第1号および第2号の書類を添付して、これを本会に提出しなければならない。</p> <p>7 被害者は、令第12条において準用する令第8条に規定する請求をしようとするときは、前2項の規定にかかわらず、令第12条において準用する令第3条第2項(令第6条において準用する場合を含む。)第1号および第2号の書類の添付を要しない。</p> <p>8 本会は、第3項、第5項および第6項の場合に、特に必要があると認めるときは、共済金等の支払を請求した者に対し、本会の指定する医師の診断書の提出を求めることができる。この場合において、必要な費用は、本会の負担とする。</p> <p>9 本会は、被共済者が第3項の手続を完了した日(以下この条において</p>	<p>(7) 傷害に関して支払われる共済金の請求に関しては、診断書、診療(調剤)報酬明細書もしくはそれに類する領収書、休業損害の額、通院費の額を証明する書類およびその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類</p> <p>(8) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払があったことを証明する書類</p> <p>4 本会は、事故の内容、損害の額等に応じ、共済契約者または被共済者に対して、前項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または本会が行う調査への協力を求めることがある。この場合には、本会が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければならない。</p> <p>5 被害者は、損害賠償額の支払の請求をしようとするときは、令第12条において準用する令第3条第1項に規定する書面に同条第2項に規定する書類を添付して、これを本会に提出しなければならない。</p> <p>6 被害者は、仮渡金の支払の請求をしようとするときは、令第12条において準用する令第6条において準用する令第3条第1項に規定する書面(同項第6号の算出基礎に係る部分を除く。)に同条第2項第1号および第2号の書類を添付して、これを本会に提出しなければならない。</p> <p>7 被害者は、令第12条において準用する令第8条に規定する請求をしようとするときは、前2項の規定にかかわらず、令第12条において準用する令第3条第2項(令第6条において準用する場合を含む。)第1号および第2号の書類の添付を要しない。</p> <p>8 本会は、第3項、第5項および第6項の場合に、特に必要があると認めるときは、共済金等の支払を請求した者に対し、本会の指定する医師の診断書の提出を求めることができる。この場合において、必要な費用は、本会の負担とする。</p> <p>9 本会は、被共済者が第3項の手続を完了した日(以下この条において</p>
---	--

「請求完了日」という。)からその日を含めて30日以内に、本会が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払うものとする。

- (1) 共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、損害発生の有無および被共済者に該当する事実
- (2) 共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無
- (3) 共済金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
- (4) 共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- (5) 前各号のほか、損害について被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権およびすでに取得したものの有無および内容等、本会が支払うべき共済金の額を確定するために確認が必要な事項

10 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、同項の規定にかかわらず、本会は、請求完了日からその日を含めて次の各号に掲げる日数(複数に該当するときは、そのうち最長の日数)を経過する日までに、共済金を支払う。この場合において、本会は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被共済者に対して通知するものとする。

- (1) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含む。) 180日
- (2) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- (3) 前項第3号の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- (4) 災害救助法が適用された災害の被災地域における前項各号の事項の確認のための調査 60日
- (5) 前項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

11 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者または被共済者が

「請求完了日」という。)からその日を含めて30日以内に、本会が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払うものとする。

- (1) 共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、損害発生の有無および被共済者に該当する事実
- (2) 共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無
- (3) 共済金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
- (4) 共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- (5) 前各号のほか、損害について被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権およびすでに取得したものの有無および内容等、本会が支払うべき共済金の額を確定するために確認が必要な事項

10 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、同項の規定にかかわらず、本会は、請求完了日からその日を含めて次の各号に掲げる日数(複数に該当するときは、そのうち最長の日数)を経過する日までに、共済金を支払う。この場合において、本会は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被共済者に対して通知するものとする。

- (1) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含む。) 180日
- (2) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- (3) 前項第3号の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- (4) 災害救助法が適用された災害の被災地域における前項各号の事項の確認のための調査 60日
- (5) 前項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

11 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者または被共済者が

正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含む。）には、これにより確認が遅延した期間については、第9項または前項の期間に算入しないものとする。

- 12 損害賠償額または仮渡金は、それぞれ、第5項または第6項の書類が本会に到達した後、遅滞なく、本会の事務所または本会の指定する場所において支払うものとする。ただし、その損害賠償額の支払については、法第23条の3第1項において準用する法第16条の9の規定に従うものとする。
- 13 本会は、損害賠償額の支払をしようとするときは、あらかじめ被共済者の意見を求めるものとし、損害賠償額の支払をしたときは、遅滞なく、その旨を被共済者に通知するものとする。
- 14 本会は、仮渡金の支払をしたときは、遅滞なく、その旨を被共済者に通知するものとする。
- 15 本会は、被共済者が第3項の規定による手続を3年間怠り、または被害者が第5項もしくは第6項の規定による手続を3年間怠ったときは、共済金または損害賠償額もしくは仮渡金を支払わないことができる。

（指定紛争処理機関の調停）

第21条 本会が支払うべき共済金または損害賠償額の決定について、本会と被共済者または被害者との間に争いを生じた場合は、その当事者のいずれも、法第23条の5に規定する指定紛争処理機関に紛争処理を申請することができる。

- 2 本会は、前項の指定紛争処理機関による紛争処理が行われた場合には、その調停を遵守するものとする。ただし、裁判所において判決、和解または調停等による解決が行われた場合には、この限りではない。

（共済契約者による解除）

第29条 共済契約者は、次条に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、本会に対する書面または本会の指定する電磁的方法による通知をもって将来に向かって、共済契約を解除することができる。

- (1) 登録自動車について、道路運送車両法第15条、第15条の2または第16条の規定により、それぞれ永久抹消登録、輸出抹消仮登録または一時抹消登録を受けた場合
- (2) 軽自動車または二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を運輸監理部長、地方運輸局運輸支局長（以下「運輸支局長」という。）または軽自動車検査協会に提出した場合

正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含む。）には、これにより確認が遅延した期間については、第9項または前項の期間に算入しないものとする。

- 12 損害賠償額または仮渡金は、それぞれ、第5項または第6項の書類が本会に到達した後、遅滞なく、本会の事務所または本会の指定する場所において支払うものとする。ただし、その損害賠償額の支払については、法第23条の3第1項において準用する法第16条の9の規定に従うものとする。
- 13 本会は、損害賠償額の支払をしようとするときは、あらかじめ被共済者の意見を求めるものとし、損害賠償額の支払をしたときは、遅滞なく、その旨を被共済者に通知するものとする。
- 14 本会は、仮渡金の支払をしたときは、遅滞なく、その旨を被共済者に通知するものとする。
- 15 本会は、被共済者が第3項の規定による手続を3年間怠り、または被害者が第5項もしくは第6項の規定による手続を3年間怠ったときは、共済金または損害賠償額もしくは仮渡金を支払わないことができる。

（指定紛争処理機関の調停）

第21条 本会が支払うべき共済金または損害賠償額の額の決定について、本会と被共済者または被害者との間に争いを生じた場合は、その当事者のいずれも、法第23条の5に規定する指定紛争処理機関に紛争処理を申請することができる。

- 2 本会は、前項の指定紛争処理機関による紛争処理が行われた場合には、その調停を遵守するものとする。ただし、裁判所において判決、和解または調停等による解決が行われた場合には、この限りではない。

（共済契約者による解除）

第29条 共済契約者は、次条に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、本会に対する書面による通知をもって将来に向かって、共済契約を解除することができる。

- (1) 登録自動車について、道路運送車両法第15条、第15条の2または第16条の規定により、それぞれ永久抹消登録、輸出抹消仮登録または一時抹消登録を受けた場合
- (2) 軽自動車または二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を運輸監理部長、地方運輸局運輸支局長（以下「運輸支局長」という。）または軽自動車検査協会に提出した場合

- (3) 小型特殊自動車または原動機付自転車について、使用を廃止し、標識を特別区または市町村の長に提出した場合
- (4) 関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 67 条の輸出の許可を受けた場合
- (5) 道路運送車両法第 34 条第 1 項（同法第 73 条第 2 項において準用する場合を含む。）の臨時運行の許可を受けて運行の用に供する自動車について、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合
- (6) 道路運送車両法第 36 条の 2 第 1 項（同法第 73 条第 2 項において準用する場合を含む。）の許可を受けて運行の用に供する自動車について、回送運行許可番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返納した場合
- (7) 道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 63 条の 2 第 3 項ただし書きの規定により臨時運転番号標の貸与を受けて運行の用に供する検査対象外軽自動車について、臨時運転番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返還した場合

（本会または共済契約者による解除）

第 30 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、本会は共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約者は本会に対する書面または本会の指定する電磁的方法による通知をもってそれぞれ将来に向かって、共済契約を解除することができる。

- (1) 被共済自動車が法第 10 条に規定する自動車となった場合
- (2) 被共済自動車について他に共済契約または保険契約が締結されており、かつ、その契約の共済期間または保険期間の終期が当該共済契約の共済期間の終期と同一であるかその終期よりも遅いものである場合

（告知義務）

第 31 条 共済契約者または被共済者になる者は、共済契約締結の際、本会が告知を求めた法第 23 条の 3 第 1 項において準用する法第 20 条に規定する事項（以下この条において「告知事項」という。）について、本会に事実を正確に告げなければならない。

2 本会は、共済契約締結の際、共済契約者または被共済者が故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは不実のことを告げたときは、共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約を解除することができる。ただし、本会がその事実を知りまたは過失によってこれを知らなかったときは、この限りではない。

- (3) 小型特殊自動車または原動機付自転車について、使用を廃止し、標識を特別区または市町村の長に提出した場合
- (4) 関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 67 条の輸出の許可を受けた場合
- (5) 道路運送車両法第 34 条第 1 項（同法第 73 条第 2 項において準用する場合を含む。）の臨時運行の許可を受けて運行の用に供する自動車について、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合
- (6) 道路運送車両法第 36 条の 2 第 1 項（同法第 73 条第 2 項において準用する場合を含む。）の許可を受けて運行の用に供する自動車について、回送運行許可番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返納した場合
- (7) 道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 63 条の 2 第 3 項ただし書きの規定により臨時運転番号標の貸与を受けて運行の用に供する検査対象外軽自動車について、臨時運転番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返還した場合

（本会または共済契約者による解除）

第 30 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、本会は共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約者は本会に対する書面による通知をもってそれぞれ将来に向かって、共済契約を解除することができる。

- (1) 被共済自動車が法第 10 条に規定する自動車となった場合
- (2) 被共済自動車について他に共済契約または保険契約が締結されており、かつ、その契約の共済期間または保険期間の終期が当該共済契約の共済期間の終期と同一であるかその終期よりも遅いものである場合

（告知義務）

第 31 条 共済契約者または被共済者になる者は、共済契約締結の際、本会が告知を求めた法第 23 条の 3 第 1 項において準用する法第 20 条に規定する事項（以下この条において「告知事項」という。）について、本会に事実を正確に告げなければならない。

2 本会は、共済契約締結の際、共済契約者または被共済者が故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは不実のことを告げたときは、共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約を解除することができる。ただし、本会がその事実を知りまたは過失によってこれを知らなかったときは、この限りではない。

3 前項本文の規定は、共済契約者または被共済者が書面または本会の指定する電磁的方法による通知をもってその訂正を申し出て本会がこれを承認した後、または本会が解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合もしくは共済契約締結の時から5年を経過した場合は、これを適用しない。

4 第2項の解除は、共済契約者が解除の通知を受けた日から起算して7日の後に、将来に向かってその効力を生ずるものとする。

5 本会は、前項の規定により解除の効力が生ずる日前に生じた事故により共済金または損害賠償額を支払ったときは、共済契約者に対し、その支払った金額の支払を請求することができる。

6 本会は、第1項の規定により告げられた内容が事実と異なる場合において、共済掛金を訂正する必要があるときは、共済掛金の差額を返還し、または請求する。

(証明書等の返納)

第32条 共済契約者は、共済契約が解除されたときは、証明書および共済標章を本会に返納または破棄しなければならない。

3 前項本文の規定は、共済契約者または被共済者が書面をもってその訂正を申し出て本会がこれを承認した後、または本会が解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合もしくは共済契約締結の時から5年を経過した場合は、これを適用しない。

4 第2項の解除は、共済契約者が解除の通知を受けた日から起算して7日の後に、将来に向かってその効力を生ずるものとする。

5 本会は、前項の規定により解除の効力が生ずる日前に生じた事故により共済金または損害賠償額を支払ったときは、共済契約者に対し、その支払った金額の支払を請求することができる。

6 本会は、第1項の規定により告げられた内容が事実と異なる場合において、共済掛金を訂正する必要があるときは、共済掛金の差額を返還し、または請求する。

(証明書等の返納)

第32条 共済契約者は、共済契約が解除されたときは、証明書および共済標章を本会に返納しなければならない。

次のとおり、自動車共済協同組合共済規程を一部変更する。

共済規程変更条文新旧対照表

(下線部分は変更部分)

改正後	改正前
<p>(共済金等の支払手続)</p> <p>第 20 条 共済契約者または被共済者は、事故が発生したことを知ったときは、次の各号の事項を遅滞なく、<u>組合</u>に通知しなければならない。</p> <p>(1) 事故発生の日時、場所、その状況、被害者の住所、氏名、年齢および職業</p> <p>(2) <u>被共済自動車が、道路運送車両法第 41 条に規定する自動運行装置(以下「自動運行装置」という。)を備えているときは、当該装置の作動状況</u></p> <p>(3) <u>第 1 号</u>に掲げる事項について証人となる者があるときは、その住所および氏名</p> <p>(4) 損害賠償の請求を受けたときまたは第 16 条第 1 項の損害に係る訴訟を提起しようとするとき、もしくは提起されたときはその内容</p> <p>2 共済契約者または被共済者は、事故が発生した場合において、組合が特に必要とする書類または証拠となるべきものの提出を求めたときは、遅滞なく、これを組合に提出しなければならない。</p> <p>3 被共済者が共済契約に基づいて共済金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、組合が求めるものを組合に提出しなければならない。</p> <p>(1) 共済金請求書</p> <p>(2) 印鑑証明書等、共済金の請求者が本人であることの証明資料</p> <p>(3) 公の機関が発行する交通事故証明書</p> <p>(4) 事故発生状況報告書</p> <p>(5) 死亡に関して支払われる共済金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類、その他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類および戸籍</p> <p>(6) 後遺障害に関して支払われる共済金の請求に関しては、後遺障害診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類およびその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類</p> <p>(7) 傷害に関して支払われる共済金の請求に関しては、診断書、診療(調</p>	<p>(共済金等の支払手続)</p> <p>第 20 条 共済契約者または被共済者は、事故が発生したことを知ったときは、次の各号の事項を遅滞なく<u>書面</u>で組合に通知しなければならない。</p> <p>(1) 事故発生の日時、場所、その状況、被害者の住所、氏名、年齢および職業</p> <p>(2) <u>前号</u>に掲げる事項について証人となる者があるときは、その住所および氏名</p> <p>(3) 損害賠償の請求を受けたときまたは第 16 条第 1 項の損害に係る訴訟を提起しようとするとき、もしくは提起されたときはその内容</p> <p>2 共済契約者または被共済者は、事故が発生した場合において、組合が特に必要とする書類または証拠となるべきものの提出を求めたときは、遅滞なく、これを組合に提出しなければならない。</p> <p>3 被共済者が共済契約に基づいて共済金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、組合が求めるものを組合に提出しなければならない。</p> <p>(1) 共済金請求書</p> <p>(2) 印鑑証明書等、共済金の請求者が本人であることの証明資料</p> <p>(3) 公の機関が発行する交通事故証明書</p> <p>(4) 事故発生状況報告書</p> <p>(5) 死亡に関して支払われる共済金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類、その他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類および戸籍</p> <p>(6) 後遺障害に関して支払われる共済金の請求に関しては、後遺障害診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類およびその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類</p> <p>(7) 傷害に関して支払われる共済金の請求に関しては、診断書、診療(調</p>

劑) 報酬明細書もしくはそれに類する領収書、休業損害の額、通院費の額を証明する書類およびその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類

(8) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払があったことを証明する書類

4 組合は、事故の内容、損害の額、自動運行装置の作動状況等に応じ、共済契約者または被共済者に対して、前項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または組合が行う調査への協力を求めることがある。この場合には、組合が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければならない。

5 被害者は、損害賠償額の支払の請求をしようとするときは、令第 12 条において準用する令第 3 条第 1 項に規定する書面に同条第 2 項に規定する書類を添付して、これを組合に提出しなければならない。なお、民間事業者等が令第 12 条において準用する令第 3 条第 1 項に規定する書面に同条第 2 項に規定する書類を添付して本会に提出することで、損害賠償額の支払の請求をしようとするときは、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 16 年法律第 149 号）第 6 条および自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（令和 5 年国土交通省令第 7 号）第 10 条第 2 項の規定に基づき電磁的記録による提出も可能とする。

6 被害者は、仮渡金の支払の請求をしようとするときは、令第 12 条において準用する令第 6 条において準用する令第 3 条第 1 項に規定する書面（同項第 6 号の算出基礎に係る部分を除く。）に同条第 2 項第 1 号及び第 2 号の書類を添付して、これを組合に提出しなければならない。

7 被害者は、令第 12 条において準用する令第 8 条に規定する請求をしようとするときは、前 2 項の規定にかかわらず、令第 12 条において準用する令第 3 条第 2 項（令第 6 条において準用する場合を含む。）第 1 号及び第 2 号の書類の添付を要しない。

8 組合は、第 3 項、第 5 項および第 6 項の場合に、特に必要があると認めるときは、共済金等の支払を請求した者に対し、組合の指定する医師の診断書の提出を求めることができる。この場合において、必要な費用は、組合の負担とする。

9 組合は、被共済者が第 3 項の手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」という。）からその日を含めて 30 日以内に、組合が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払うものとす

劑) 報酬明細書もしくはそれに類する領収書、休業損害の額、通院費の額を証明する書類およびその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類

(8) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払があったことを証明する書類

4 組合は、事故の内容、損害の額等に応じ、共済契約者または被共済者に対して、前項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または組合が行う調査への協力を求めることがある。この場合には、組合が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければならない。

5 被害者は、損害賠償額の支払の請求をしようとするときは、令第 12 条において準用する令第 3 条第 1 項に規定する書面に同条第 2 項に規定する書類を添付して、これを組合に提出しなければならない。

6 被害者は、仮渡金の支払の請求をしようとするときは、令第 12 条において準用する令第 6 条において準用する令第 3 条第 1 項に規定する書面（同項第 6 号の算出基礎に係る部分を除く。）に同条第 2 項第 1 号及び第 2 号の書類を添付して、これを組合に提出しなければならない。

7 被害者は、令第 12 条において準用する令第 8 条に規定する請求をしようとするときは、前 2 項の規定にかかわらず、令第 12 条において準用する令第 3 条第 2 項（令第 6 条において準用する場合を含む。）第 1 号及び第 2 号の書類の添付を要しない。

8 組合は、第 3 項、第 5 項および第 6 項の場合に、特に必要があると認めるときは、共済金等の支払を請求した者に対し、組合の指定する医師の診断書の提出を求めることができる。この場合において、必要な費用は、組合の負担とする。

9 組合は、被共済者が第 3 項の手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」という。）からその日を含めて 30 日以内に、組合が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払うものとす

る。

- (1) 共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被共済者に該当する事実
- (2) 共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無
- (3) 共済金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
- (4) 共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- (5) 前各号のほか、損害について被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権およびすでに取得したものの有無および内容等、組合が支払うべき共済金の額を確定するために確認が必要な事項

10 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、同項の規定にかかわらず、組合は、請求完了日からその日を含めて次の各号に掲げる日数（複数に該当するときは、そのうち最長の日数）を経過する日までに、共済金を支払う。この場合において、組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被共済者に対して通知するものとする。

- (1) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含む。） 180日
- (2) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- (3) 前項第3号の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- (4) 災害救助法が適用された災害の被災地域における前項各号の事項の確認のための調査 60日
- (5) 前項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

11 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者または被共済者が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含む。）には、これにより確認が遅延した期間

る。

- (1) 共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被共済者に該当する事実
- (2) 共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無
- (3) 共済金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
- (4) 共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- (5) 前各号のほか、損害について被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権およびすでに取得したものの有無および内容等、組合が支払うべき共済金の額を確定するために確認が必要な事項

10 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、同項の規定にかかわらず、組合は、請求完了日からその日を含めて次の各号に掲げる日数（複数に該当するときは、そのうち最長の日数）を経過する日までに、共済金を支払う。この場合において、組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被共済者に対して通知するものとする。

- (1) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含む。） 180日
- (2) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- (3) 前項第3号の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- (4) 災害救助法が適用された災害の被災地域における前項各号の事項の確認のための調査 60日
- (5) 前項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

11 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者または被共済者が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含む。）には、これにより確認が遅延した期間

については、第9項または前項の期間に算入しないものとする。

- 12 損害賠償額または仮渡金は、それぞれ、第5項または第6項の書類が組合に到達した後、遅滞なく、組合の事務所または組合の指定する場所において支払うものとする。ただし、その損害賠償額の支払については、法第23条の3第1項において準用する法第16条の9の規定に従うものとする。
- 13 組合は、損害賠償額の支払をしようとするときは、あらかじめ被共済者の意見を求めるものとし、損害賠償額の支払をしたときは、遅滞なく、その旨を被共済者に通知するものとする。
- 14 組合は、仮渡金の支払をしたときは、遅滞なく、その旨を被共済者に通知するものとする。
- 15 組合は、被共済者が第3項の規定による手続を3年間怠り、または被害者が第5項もしくは第6項の規定による手続を3年間怠ったときは、共済金または損害賠償額もしくは仮渡金を支払わないことができる。

(指定紛争処理機関の調停)

- 第22条 組合が支払うべき共済金または損害賠償額の決定について、組合と被共済者または被害者との間に争いを生じた場合は、その当事者のいずれも、法第23条の5に規定する指定紛争処理機関に紛争処理を申請することができる。
- 2 組合は、前項の指定紛争処理機関による紛争処理が行われた場合には、その調停を遵守するものとする。ただし、裁判所において判決、和解または調停等による解決が行われた場合には、この限りではない。

(共済契約者による解除)

- 第30条 共済契約者は、次条に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、組合に対する書面または組合の指定する電磁的方法による通知をもって将来に向かって、共済契約を解除することができる。
- (1) 登録自動車について、道路運送車両法第15条、第15条の2または第16条の規定により、それぞれ永久抹消登録、輸出抹消仮登録または一時抹消登録を受けた場合
- (2) 軽自動車または二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を運輸監理部長、運輸支局長または軽自動車検査協会に提出した場合
- (3) 小型特殊自動車または原動機付自転車について、使用を廃止し、標識を特別区または市町村の長に提出した場合

については、第9項または前項の期間に算入しないものとする。

- 12 損害賠償額または仮渡金は、それぞれ、第5項または第6項の書類が組合に到達した後、遅滞なく、組合の事務所または組合の指定する場所において支払うものとする。ただし、その損害賠償額の支払については、法第23条の3第1項において準用する法第16条の9の規定に従うものとする。
- 13 組合は、損害賠償額の支払をしようとするときは、あらかじめ被共済者の意見を求めるものとし、損害賠償額の支払をしたときは、遅滞なく、その旨を被共済者に通知するものとする。
- 14 組合は、仮渡金の支払をしたときは、遅滞なく、その旨を被共済者に通知するものとする。
- 15 組合は、被共済者が第3項の規定による手続を3年間怠り、または被害者が第5項もしくは第6項の規定による手続を3年間怠ったときは、共済金または損害賠償額もしくは仮渡金を支払わないことができる。

(指定紛争処理機関の調停)

- 第22条 組合が支払うべき共済金または損害賠償額の額の決定について、組合と被共済者または被害者との間に争いを生じた場合は、その当事者のいずれも、法第23条の5に規定する指定紛争処理機関に紛争処理を申請することができる。
- 2 組合は、前項の指定紛争処理機関による紛争処理が行われた場合には、その調停を遵守するものとする。ただし、裁判所において判決、和解または調停等による解決が行われた場合には、この限りではない。

(共済契約者による解除)

- 第30条 共済契約者は、次条に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、組合に対する書面による通知をもって将来に向かって、共済契約を解除することができる。
- (1) 登録自動車について、道路運送車両法第15条、第15条の2または第16条の規定により、それぞれ永久抹消登録、輸出抹消仮登録または一時抹消登録を受けた場合
- (2) 軽自動車または二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を運輸監理部長、運輸支局長または軽自動車検査協会に提出した場合
- (3) 小型特殊自動車または原動機付自転車について、使用を廃止し、標識を特別区または市町村の長に提出した場合

- (4) 関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 67 条の輸出の許可を受けた場合
- (5) 道路運送車両法第 34 条第 1 項（同法第 73 条第 2 項において準用する場合を含む。）の臨時運行の許可を受けて運行の用に供する自動車について、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合
- (6) 道路運送車両法第 36 条の 2 第 1 項（同法第 73 条第 2 項において準用する場合を含む。）の許可を受けて運行の用に供する自動車について、回送運行許可番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返納した場合
- (7) 道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 63 条の 2 第 3 項ただし書きの規定により臨時運転番号標の貸与を受けて運行の用に供する検査対象外軽自動車について、臨時運転番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返還した場合

（組合または共済契約者による解除）

第 31 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、組合は共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約者は組合に対する書面または組合の指定する電磁的方法による通知をもってそれぞれ将来に向かって、共済契約を解除することができる。

- (1) 被共済自動車が法第 10 条に規定する自動車となった場合
- (2) 被共済自動車について他に共済契約または保険契約が締結されており、かつ、その契約の共済期間または保険期間の終期が当該共済契約の共済期間の終期と同一であるかその終期よりも遅いものである場合

（告知義務）

第 32 条 共済契約者または被共済者になる者は、共済契約締結の際、組合が告知を求めた法第 23 条の 3 第 1 項において準用する法第 20 条に規定する事項（以下この条において「告知事項」という。）について、組合に事実を正確に告げなければならない。

2 組合は、共済契約締結の際、共済契約者または被共済者が故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは不実のことを告げたときは、共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約を解除することができる。ただし、組合がその事実を知りまたは過失によってこれを知らなかったときは、この限りではない。

3 前項本文の規定は、共済契約者または被共済者が書面または組合の指定する電磁的方法をもってその訂正を申し出て組合がこれを承認した後、ま

- (4) 関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 67 条の輸出の許可を受けた場合
- (5) 道路運送車両法第 34 条第 1 項（同法第 73 条第 2 項において準用する場合を含む。）の臨時運行の許可を受けて運行の用に供する自動車について、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合
- (6) 道路運送車両法第 36 条の 2 第 1 項（同法第 73 条第 2 項において準用する場合を含む。）の許可を受けて運行の用に供する自動車について、回送運行許可番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返納した場合
- (7) 道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 63 条の 2 第 3 項ただし書きの規定により臨時運転番号標の貸与を受けて運行の用に供する検査対象外軽自動車について、臨時運転番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返還した場合

（組合または共済契約者による解除）

第 31 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、組合は共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約者は組合に対する書面による通知をもってそれぞれ将来に向かって、共済契約を解除することができる。

- (1) 被共済自動車が法第 10 条に規定する自動車となった場合
- (2) 被共済自動車について他に共済契約または保険契約が締結されており、かつ、その契約の共済期間または保険期間の終期が当該共済契約の共済期間の終期と同一であるかその終期よりも遅いものである場合

（告知義務）

第 32 条 共済契約者または被共済者になる者は、共済契約締結の際、組合が告知を求めた法第 23 条の 3 第 1 項において準用する法第 20 条に規定する事項（以下この条において「告知事項」という。）について、組合に事実を正確に告げなければならない。

2 組合は、共済契約締結の際、共済契約者または被共済者が故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは不実のことを告げたときは、共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約を解除することができる。ただし、組合がその事実を知りまたは過失によってこれを知らなかったときは、この限りではない。

3 前項本文の規定は、共済契約者または被共済者が書面をもってその訂正を申し出て組合がこれを承認した後、または組合が解除の原因があること

<p>たは組合が解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合もしくは共済契約締結の時から5年を経過した場合は、これを適用しない。</p> <p>4 第2項の解除は、共済契約者が解除の通知を受けた日から起算して7日の後に、将来に向かってその効力を生ずるものとする。</p> <p>5 組合は、前項の規定により解除の効力が生ずる日前に生じた事故により共済金または損害賠償額を支払ったときは、共済契約者に対し、その支払った金額の支払を請求することができる。</p> <p>6 組合は、第1項の規定により告げられた内容が事実と異なる場合において、共済掛金を訂正する必要があるときは、共済掛金の差額を返還し、または請求する。</p> <p>(証明書等の返納)</p> <p>第33条 共済契約者は、共済契約が解除されたときは、証明書および共済標章を組合に返納または破棄しなければならない。</p>	<p>を知った時から1か月を経過した場合もしくは共済契約締結の時から5年を経過した場合は、これを適用しない。</p> <p>4 第2項の解除は、共済契約者が解除の通知を受けた日から起算して7日の後に、将来に向かってその効力を生ずるものとする。</p> <p>5 組合は、前項の規定により解除の効力が生ずる日前に生じた事故により共済金または損害賠償額を支払ったときは、共済契約者に対し、その支払った金額の支払を請求することができる。</p> <p>6 組合は、第1項の規定により告げられた内容が事実と異なる場合において、共済掛金を訂正する必要があるときは、共済掛金の差額を返還し、または請求する。</p> <p>(証明書等の返納)</p> <p>第33条 共済契約者は、共済契約が解除されたときは、証明書および共済標章を組合に返納しなければならない。</p>
--	--

次のとおり、全国自動車共済協同組合連合会共済規程 別紙 自動車損害賠償責任共済約款を変更する。

自動車損害賠償責任共済約款条文新旧対照表

(下線部分は変更部分)

改正後	改正前
<p>(告知義務)</p> <p>第5条 共済契約者または被共済者になる者は、共済契約締結の際、全自共が告知を求めた法23条の3第1項において準用する法第20条に規定する事項(以下この条において「告知事項」といいます。)について、全自共に事実を正確に告げなければなりません。</p> <p>2 全自共は、共済契約締結の際、共済契約者または被共済者が故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは不実のことを告げたときは、共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約を解除することができます。ただし、全自共がその事実を知りまたは過失によってこれを知らなかったときは、この限りではありません。</p> <p>3 前項本文の規定は、共済契約者または被共済者が書面または全自共の指定する電磁的方法による通知をもってその訂正を申し出て全自共がこれを承認した後、または全自共が解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合もしくは共済契約締結の時から5年を経過した場合は、これを適用しません。</p> <p>4 第2項の解除は、共済契約者が解除の通知を受けた日から起算して7日の後に、将来に向かってその効力を生じます。</p> <p>5 全自共は、前項の規定により解除の効力が生ずる日前に生じた事故により共済金または損害賠償額を支払ったときは、共済契約者に対してその支払った金額の支払を請求することができます。</p> <p>6 全自共は、第1項の規定により告げられた内容が事実と異なる場合において、共済掛金を訂正する必要があるときは、共済掛金の差額を返還し、または請求します。</p> <p>(事故の発生)</p> <p>第7条 事故が発生したことを知った場合は、共済契約者または被共済者は、次のことを履行しなければなりません。</p> <p>(1) 次の事項を遅滞なく、全自共に通知すること。</p> <p>イ 事故発生の日時、場所、その状況、被害者の住所、氏名、年齢および職業</p>	<p>(告知義務)</p> <p>第5条 共済契約者または被共済者になる者は、共済契約締結の際、全自共が告知を求めた法23条の3第1項において準用する法第20条に規定する事項(以下この条において「告知事項」といいます。)について、全自共に事実を正確に告げなければなりません。</p> <p>2 全自共は、共済契約締結の際、共済契約者または被共済者が故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは不実のことを告げたときは、共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約を解除することができます。ただし、全自共がその事実を知りまたは過失によってこれを知らなかったときは、この限りではありません。</p> <p>3 前項本文の規定は、共済契約者または被共済者が書面をもってその訂正を申し出て全自共がこれを承認した後、または全自共が解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合もしくは共済契約締結の時から5年を経過した場合は、これを適用しません。</p> <p>4 第2項の解除は、共済契約者が解除の通知を受けた日から起算して7日の後に、将来に向かってその効力を生じます。</p> <p>5 全自共は、前項の規定により解除の効力が生ずる日前に生じた事故により共済金または損害賠償額を支払ったときは、共済契約者に対してその支払った金額の支払を請求することができます。</p> <p>6 全自共は、第1項の規定により告げられた内容が事実と異なる場合において、共済掛金を訂正する必要があるときは、共済掛金の差額を返還し、または請求します。</p> <p>(事故の発生)</p> <p>第7条 事故が発生したことを知った場合は、共済契約者または被共済者は、次のことを履行しなければなりません。</p> <p>(1) 次の事項を遅滞なく、書面で全自共に通知すること。</p> <p>イ 事故発生の日時、場所、その状況、被害者の住所、氏名、年齢および職業</p>

<p>ロ 被共済自動車が、道路運送車両法第 41 条に規定する自動運行装置（以下「自動運行装置」といいます。）を備えているときは、当該装置の作動状況</p> <p>ハ イに掲げる事項について証人となる者がいるときはその者の住所および氏名</p> <p>二 損害賠償の請求を受けたときはその内容</p> <p>(2) 前号の事項のほか、全自共が特に必要とする書類または証拠となるものの提出を求めた場合には、遅滞なく、これを提出すること。</p> <p>(3) 他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすることその他損害の発生および拡大の防止に努めること。</p> <p>(4) 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく、書面または全自共の指定する電磁的方法により全自共に通知すること。</p> <p>2 全自共は、前項第 3 号のために必要または有益であった費用は、第 3 条（損害の範囲および責任の限度）第 1 項に規定する損害の額と合算し、共済金額を限度として共済金を支払います。ただし、損害賠償額の支払がある場合には、共済金と損害賠償額の合計額について、共済金額を限度とします。</p> <p>（解 除）</p> <p>第 10 条 共済契約者は、被共済自動車が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、全自共に対する書面または全自共の指定する電磁的方法による通知をもって共済契約を解除することができます。</p> <p>(1) 登録自動車について、道路運送車両法第 15 条、第 15 条の 2 または第 16 条の規定により、それぞれ永久抹消登録、輸出抹消仮登録または一時抹消登録を受けた場合</p> <p>(2) 軽自動車または二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を運輸監理部長、運輸支局長または軽自動車検査協会に提出した場合</p> <p>(3) 小型特殊自動車または原動機付自転車について、使用を廃止し、標識を特別区または市町村の長に提出した場合</p> <p>(4) 臨時運行の許可を受けた自動車について、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合</p> <p>(5) 回送運行の許可を受けた自動車について、回送運行許可番号標を運</p>	<p>ロ 被共済自動車が、道路運送車両法第 41 条に規定する自動運行装置（以下「自動運行装置」といいます。）を備えているときは、当該装置の作動状況</p> <p>ハ イに掲げる事項について証人となる者がいるときはその者の住所および氏名</p> <p>二 損害賠償の請求を受けたときはその内容</p> <p>(2) 前号の書類のほか、全自共が特に必要とする書類または証拠となるものの提出を求めた場合には、遅滞なく、これを提出すること。</p> <p>(3) 他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすることその他損害の発生および拡大の防止に努めること。</p> <p>(4) 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく、書面により全自共に通知すること。</p> <p>2 全自共は、前項第 3 号のために必要または有益であった費用は、第 3 条（損害の範囲および責任の限度）第 1 項に規定する損害の額と合算し、共済金額を限度として共済金を支払います。ただし、損害賠償額の支払がある場合には、共済金と損害賠償額の合計額について、共済金額を限度とします。</p> <p>（解 除）</p> <p>第 10 条 共済契約者は、被共済自動車が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、全自共に対する書面による通知をもって共済契約を解除することができます。</p> <p>(1) 登録自動車について、道路運送車両法第 15 条、第 15 条の 2 または第 16 条の規定により、それぞれ永久抹消登録、輸出抹消仮登録または一時抹消登録を受けた場合</p> <p>(2) 軽自動車または二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を運輸監理部長、運輸支局長または軽自動車検査協会に提出した場合</p> <p>(3) 小型特殊自動車または原動機付自転車について、使用を廃止し、標識を特別区または市町村の長に提出した場合</p> <p>(4) 臨時運行の許可を受けた自動車について、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合</p> <p>(5) 回送運行の許可を受けた自動車について、回送運行許可番号標を運</p>
---	---

<p>輸監理部長または運輸支局長に返納した場合</p> <p>(6) 臨時運転番号標の貸与を受けた軽自動車について、その番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返還した場合</p> <p>(7) 関税法第 67 条の輸出の許可を受けた場合</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する場合には、全自共は共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約者は全自共に対する書面<u>または全自共の指定する電磁的方法</u>による通知をもって、それぞれ共済契約を解除することができます。</p> <p>(1) 第 6 条（通知義務）第 1 項第 2 号に規定する事実が生じた場合</p> <p>(2) 被共済自動車について他に責任共済の契約または責任保険（法第 5 条に規定する責任保険をいいます。以下同様とします。）の契約が締結されており、かつ、その契約の共済期間または保険期間の終期がこの共済契約の共済期間の終期と同一であるかその終期より遅いものである場合</p> <p>3 前各項の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。</p> <p>4 共済契約者は、第 1 項および第 2 項による解除または第 5 条（告知義務）第 2 項による解除の場合は、被共済自動車が共済標章の交付を受けている自動車であるときは証明書および共済標章を、その他の自動車であるときは証明書を全自共へ返納<u>または破棄</u>しなければなりません。</p> <p>(指定紛争処理機関)</p> <p>第 19 条 全自共が支払うべき共済金または損害賠償額の決定について、全自共と被共済者または被害者との間で争いが生じた場合は、その当事者のいずれも、法第 23 条の 5 に規定する指定紛争処理機関に紛争処理を申請することができるものとします。</p> <p>2 全自共は、前項の指定紛争処理機関による紛争処理が行われた場合、その調停を遵守します。ただし、裁判所において、判決、和解または調停等による解決が行われた場合には、この限りではありません。</p> <p>(証明書等の再交付)</p> <p>第 22 条 全自共は、証明書または共済標章を次の各号のいずれかに該当する場合に、共済契約者に再交付します。ただし、共済標章の再交付を受ける場合には、共済契約者は証明書を提示しなければなりません。</p> <p>(1) 損傷もしくは識別困難となった証明書もしくは共済標章の提出<u>またはその証拠の提出</u>があった場合</p>	<p>輸監理部長または運輸支局長に返納した場合</p> <p>(6) 臨時運転番号標の貸与を受けた軽自動車について、その番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返還した場合</p> <p>(7) 関税法第 67 条の輸出の許可を受けた場合</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する場合には、全自共は共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約者は全自共に対する書面による通知をもって、それぞれ共済契約を解除することができます。</p> <p>(1) 第 6 条（通知義務）第 1 項第 2 号に規定する事実が生じた場合</p> <p>(2) 被共済自動車について他に責任共済の契約または責任保険（法第 5 条に規定する責任保険をいいます。以下同様とします。）の契約が締結されており、かつ、その契約の共済期間または保険期間の終期がこの共済契約の共済期間の終期と同一であるかその終期より遅いものである場合</p> <p>3 前各項の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。</p> <p>4 共済契約者は、第 1 項および第 2 項による解除または第 5 条（告知義務）第 2 項による解除の場合は、被共済自動車が共済標章の交付を受けている自動車であるときは証明書および共済標章を、その他の自動車であるときは証明書を全自共へ返納しなければなりません。</p> <p>(指定紛争処理機関)</p> <p>第 19 条 全自共が支払うべき共済金または損害賠償額の<u>額</u>の決定について、全自共と被共済者または被害者との間で争いが生じた場合は、その当事者のいずれも、法第 23 条の 5 に規定する指定紛争処理機関に紛争処理を申請することができるものとします。</p> <p>2 全自共は、前項の指定紛争処理機関による紛争処理が行われた場合、その調停を遵守します。ただし、裁判所において、判決、和解または調停等による解決が行われた場合には、この限りではありません。</p> <p>(証明書等の再交付)</p> <p>第 22 条 全自共は、証明書または共済標章を次の各号のいずれかに該当する場合に、共済契約者に再交付します。ただし、共済標章の再交付を受ける場合には、共済契約者は証明書を提示しなければなりません。</p> <p>(1) 損傷<u>または</u>識別困難となった証明書<u>または</u>共済標章の提出があった場合</p>
--	---

(2) 盗難、焼失、滅失等により証明書または共済標章を提出することができないときは、その証拠の提出があった場合

(2) 盗難、焼失、滅失等により証明書または共済標章を提出することができないときは、これを証する書類の提出があった場合

(注) 全自共の会員である傘下5自動車共済協同組合の「自動車損害賠償責任共済約款」は、「全自共」を「組合」と読み替えたものになります。

次のとおり、全国労働者共済生活協同組合連合会共済事業規約を一部変更する。

共済事業規約変更条文新旧対照表

(下線部分は変更部分)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">自動車損害賠償責任共済事業規約</p> <p style="text-align: center;">—省 略—</p> <p style="text-align: center;">第3章 共済金等の支払</p> <p style="text-align: center;">—省 略—</p> <p>(共済金等の支払手続)</p> <p>第19条 共済契約者又は被共済者は、第15条第1項の損害又はその原因となるべき事実(以下、「事故」という。)が発生したことを知ったときは、遅滞なく次の各号に掲げる事項を、この会に通知しなければならない。</p> <p>(1) 事故発生の日時、場所、その状況、被害者の住所、氏名、年齢及び職業</p> <p>(2) <u>被共済自動車が、道路運送車両法第41条に規定する自動運行装置</u> (以下「自動運行装置」という。)を備えているときは、当該装置の作動状況</p> <p>(3) <u>第1号</u>に掲げる事項について証人となる者があるときは、その者の住所及び氏名</p> <p>(4) 損害賠償の請求を受けたとき又は第15条第1項の損害に係る訴訟を提起し、若しくは提起されたときはその内容</p>	<p style="text-align: center;">自動車損害賠償責任共済事業規約</p> <p style="text-align: center;">—省 略—</p> <p style="text-align: center;">第3章 共済金等の支払</p> <p style="text-align: center;">—省 略—</p> <p>(共済金等の支払手続)</p> <p>第19条 共済契約者又は被共済者は、第15条第1項の損害又はその原因となるべき事実(以下、「事故」という。)が発生したことを知ったときは、遅滞なく次の各号に掲げる事項を<u>書面</u>で、この会に通知しなければならない。</p> <p>(1) 事故発生の日時、場所、その状況、被害者の住所、氏名、年齢及び職業</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>(2) <u>前号</u>に掲げる事項について証人となる者があるときは、その者の住所及び氏名</p> <p>(3) 損害賠償の請求を受けたとき又は第15条第1項の損害に係る訴訟を提起し、若しくは提起されたときはその内容</p>

改 正 後	改 正 前
<p>2 共済契約者又は被共済者は、第15条第1項の損害又は事故が発生した場合において、<u>前項の事項のほか</u>、この会が特に必要とする書類又は証拠となるものの提出を求めたときは、遅滞なく、これをこの会に提出しなければならない。</p> <p>3 被共済者が、共済金の支払を請求する場合は、次の書類又は証拠のうち、この会が求めるものをこの会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 共済金請求書</p> <p>(2) 印鑑証明書等、共済金の請求者が本人であることの証明資料</p> <p>(3) 公の機関が発行する交通事故証明書</p> <p>(4) 事故発生状況報告書</p> <p>(5) 死亡に関して支払われる共済金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類、その他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類及び戸籍</p> <p>(6) 後遺障害に関して支払われる共済金の請求に関しては、後遺障害診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類及びその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類</p> <p>(7) 傷害に関して支払われる共済金の請求に関しては、診断書、診療（調剤）報酬明細書もしくはそれに類する領収書、休業損害の額、通院費の額を証明する書類及びその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類</p> <p>(8) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書及び損害賠償金の支払があったことを証明する書類</p> <p>4 この会は、<u>事故の内容、損害の額、自動運行装置の作動状況等</u>に応じ、共済契約者又は被共済者に対して、前項に掲げるもの以外の書類若</p>	<p>2 共済契約者又は被共済者は、第15条第1項の損害又は事故が発生した場合において、この会が特に必要とする書類又は証拠となるものの提出を求めたときは、遅滞なく、これをこの会に提出しなければならない。</p> <p>3 被共済者が、共済金の支払を請求する場合は、次の書類又は証拠のうち、この会が求めるものをこの会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 共済金請求書</p> <p>(2) 印鑑証明書等、共済金の請求者が本人であることの証明資料</p> <p>(3) 公の機関が発行する交通事故証明書</p> <p>(4) 事故発生状況報告書</p> <p>(5) 死亡に関して支払われる共済金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類、その他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類及び戸籍</p> <p>(6) 後遺障害に関して支払われる共済金の請求に関しては、後遺障害診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類及びその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類</p> <p>(7) 傷害に関して支払われる共済金の請求に関しては、診断書、診療（調剤）報酬明細書もしくはそれに類する領収書、休業損害の額、通院費の額を証明する書類及びその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類</p> <p>(8) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書及び損害賠償金の支払があったことを証明する書類</p> <p>4 この会は、<u>事故の内容、損害の額等</u>に応じ、共済契約者又は被共済者に対して、前項に掲げるもの以外の書類若しくは証拠の提出又はこの会</p>

改 正 後	改 正 前
<p>しくは証拠の提出又はこの会が行う調査への協力を求めることがある。この場合には、この会が求めた書類又は証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければならない。</p> <p>5 被害者は、損害賠償額の支払を請求しようとするとき、令第12条において準用する令第3条の規定により請求しなければならない。なお、<u>民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律第6条および自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第10条第2項の規定に基づき電磁的方法による請求も可能とする。また、被害者は、仮渡金の支払を請求しようとするときは、令第12条において準用する令第6条に規定する書類により請求しなければならない。ただし、損害賠償額の支払又は仮渡金の支払を請求しようとするときは、令第12条において準用する令第8条に規定する添付書類の省略ができる。</u></p> <p>6 この会は、第3項及び前項の場合に、特に必要があると認めるときは、共済金等の支払を請求した者に対し、この会の指定する医師の診断書の提出を求めることができる。この場合において、必要な費用は、この会の負担とする。</p> <p>7 この会は、被共済者が第3項の手続きを完了した日（以下この条において、「請求完了日」という。）からその日を含めて30日以内に、この会が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、この会の事務所又はこの会の指定する場所において共済金を支払うものとする。</p> <p>(1) 共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無及び被共済者に該当する事実</p>	<p>が行う調査への協力を求めることがある。この場合には、この会が求めた書類又は証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければならない。</p> <p>5 被害者は、損害賠償額の支払又は<u>仮渡金の支払</u>を請求しようとするときは、令第12条において準用する<u>令第3条に規定する書類</u>により請求しなければならない。ただし、令第12条において準用する令第8条に規定する添付書類の省略ができる。</p> <p>6 この会は、第3項及び前項の場合に、特に必要があると認めるときは、共済金等の支払を請求した者に対し、この会の指定する医師の診断書の提出を求めることができる。この場合において、必要な費用は、この会の負担とする。</p> <p>7 この会は、被共済者が第3項の手続きを完了した日（以下この条において、「請求完了日」という。）からその日を含めて30日以内に、この会が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、この会の事務所又はこの会の指定する場所において共済金を支払うものとする。</p> <p>(1) 共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無及び被共済者に該当する事実</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(2) 共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無</p> <p>(3) 共済金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過及び内容</p> <p>(4) 共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この事業規約において定める解除、無効、失効又は取消しの事由に該当する事実の有無</p> <p>(5) 前各号のほか、損害について被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権及びすでに取得したものの有無及び内容等、この会が支払うべき共済金の額を確定するために確認が必要な事項</p> <p>8 前項の確認をするために、次に掲げる特別な照会又は調査が不可欠な場合には、同項の規定にかかわらず、この会は、請求完了日からその日を含めて次の各号に掲げる日数（複数に該当するときは、そのうち最長の日数）を経過する日までに、共済金を支払う。この場合において、この会は、確認が必要な事項及びその確認を終えるべき時期を被共済者に対して通知するものとする。</p> <p>(1) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含む。）180日</p> <p>(2) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日</p> <p>(3) 前項第3号の事項のうち、後遺障害の内容及びその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の照会 120日</p>	<p>(2) 共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無</p> <p>(3) 共済金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過及び内容</p> <p>(4) 共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この事業規約において定める解除、無効、失効又は取消しの事由に該当する事実の有無</p> <p>(5) 前各号のほか、損害について被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権及びすでに取得したものの有無及び内容等、この会が支払うべき共済金の額を確定するために確認が必要な事項</p> <p>8 前項の確認をするために、次に掲げる特別な照会又は調査が不可欠な場合には、同項の規定にかかわらず、この会は、請求完了日からその日を含めて次の各号に掲げる日数（複数に該当するときは、そのうち最長の日数）を経過する日までに、共済金を支払う。この場合において、この会は、確認が必要な事項及びその確認を終えるべき時期を被共済者に対して通知するものとする。</p> <p>(1) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含む。）180日</p> <p>(2) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日</p> <p>(3) 前項第3号の事項のうち、後遺障害の内容及びその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の照会 120日</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(4) 災害救助法が適用された災害の被災地域における前項各号の事項の確認のための調査 60日</p> <p>(5) 前項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日</p> <p>9 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者又は被共済者が正当な理由なく当該確認を妨げ、又はこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含む。)には、これにより確認が遅延した期間については、第7項又は前項の期間に算入しないものとする。</p> <p>10 損害賠償額又は仮渡金は、それぞれ、第5項の書類がこの会に到達した後遅滞なく、この会の事務所又はこの会の指定する場所において支払うものとする。ただし、その損害賠償額の支払においては法第23条の3第1項において準用する法第16条の9の規定に従うものとする。</p> <p>11 この会は、損害賠償額の支払をしようとするときは、あらかじめ被共済者の意見を求めるものとし、損害賠償額の支払をしたときは、遅滞なく、その旨を被共済者に通知するものとする。</p> <p>12 この会は、仮渡金の支払をしたときは、遅滞なく、その旨を被共済者に通知するものとする。</p> <p>13 この会は、被共済者が第3項の規定による手続を3年間怠り、又は被害者が第5項の規定による手続を3年間怠ったときは、共済金又は損害賠償額若しくは仮渡金を支払わないことができる。</p>	<p>(4) 災害救助法が適用された災害の被災地域における前項各号の事項の確認のための調査 60日</p> <p>(5) 前項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日</p> <p>9 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者又は被共済者が正当な理由なく当該確認を妨げ、又はこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含む。)には、これにより確認が遅延した期間については、第7項又は前項の期間に算入しないものとする。</p> <p>10 損害賠償額又は仮渡金は、それぞれ、第5項の書類がこの会に到達した後遅滞なく、この会の事務所又はこの会の指定する場所において支払うものとする。ただし、その損害賠償額の支払においては法第23条の3第1項において準用する法第16条の9の規定に従うものとする。</p> <p>11 この会は、損害賠償額の支払をしようとするときは、あらかじめ被共済者の意見を求めるものとし、損害賠償額の支払をしたときは、遅滞なく、その旨を被共済者に通知するものとする。</p> <p>12 この会は、仮渡金の支払をしたときは、遅滞なく、その旨を被共済者に通知するものとする。</p> <p>13 この会は、被共済者が第3項の規定による手続を3年間怠り、又は被害者が第5項の規定による手続を3年間怠ったときは、共済金又は損害賠償額若しくは仮渡金を支払わないことができる。</p>
<p>— 省 略 —</p>	<p>— 省 略 —</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(指定紛争処理機関の調停)</p> <p>第21条 この会が支払うべき共済金又は損害賠償額の決定について、この会と被共済者又は被害者との間で争いが生じた場合は、その当事者のいずれも、法第23条の5に規定する指定紛争処理機関に紛争処理を申請することができるものとする。</p> <p style="text-align: center;">- 省 略 -</p> <p>(共済契約者による解除)</p> <p>第29条 共済契約者は、次条に規定する場合の外、次の各号のいずれか1に該当する場合に限り、この会に対する<u>書面またはこの会の指定する電磁的方法による通知</u>をもって将来に向かって、共済契約を解除することができる。</p> <p>(1) 登録自動車について、道路運送車両法第15条、第15条の2又は第16条の規定により、それぞれ永久抹消登録、輸出抹消仮登録又は一時抹消登録を受けた場合</p> <p>(2) 軽自動車又は二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を運輸監理部長、地方運輸局運輸支局長（以下「運輸支局長」という。）又は軽自動車検査協会に提出した場合</p> <p>(3) 小型特殊自動車又は原動機付自転車について、使用を廃止し、標識を特別区又は市町村の長に提出した場合</p> <p>(4) 関税法第67条の輸出の許可を受けた場合</p> <p>(5) 道路運送車両法第34条第1項（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）の臨時運行の許可を受けて運行の用に供する自動車につ</p>	<p>(指定紛争処理機関の調停)</p> <p>第21条 この会が支払うべき共済金又は損害賠償額<u>の額</u>の決定について、この会と被共済者又は被害者との間で争いが生じた場合は、その当事者のいずれも、法第23条の5に規定する指定紛争処理機関に紛争処理を申請することができるものとする。</p> <p style="text-align: center;">- 省 略 -</p> <p>(共済契約者による解除)</p> <p>第29条 共済契約者は、次条に規定する場合の外、次の各号のいずれか1に該当する場合に限り、この会に対する<u>書面による通知</u>をもって将来に向かって、共済契約を解除することができる。</p> <p>(1) 登録自動車について、道路運送車両法第15条、第15条の2又は第16条の規定により、それぞれ永久抹消登録、輸出抹消仮登録又は一時抹消登録を受けた場合</p> <p>(2) 軽自動車又は二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を運輸監理部長、地方運輸局運輸支局長（以下「運輸支局長」という。）又は軽自動車検査協会に提出した場合</p> <p>(3) 小型特殊自動車又は原動機付自転車について、使用を廃止し、標識を特別区又は市町村の長に提出した場合</p> <p>(4) 関税法第67条の輸出の許可を受けた場合</p> <p>(5) 道路運送車両法第34条第1項（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）の臨時運行の許可を受けて運行の用に供する自動車につ</p>

改 正 後	改 正 前
<p>いて、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合</p> <p>(6) 道路運送車両法第36条の2第1項(同法第73条第2項において準用する場合を含む。)の許可を受けて運行の用に供する自動車について、回送運行許可番号標を運輸監理部長又は運輸支局長に返納した場合</p> <p>(7) 道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第63条の2第3項ただし書の規定により臨時運転番号標の貸与を受けて運行の用に供する検査対象外軽自動車について、臨時運転番号標を運輸監理部長又は運輸支局長に返還した場合</p> <p>(この会又は共済契約者による解除)</p> <p>第30条 この会又は共済契約者は、次の各号に掲げる場合には、この会は共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約者はこの会に対する書面またはこの会の指定する電磁的方法による通知をもってそれぞれ将来に向かって、共済契約を解除することができる。</p> <p>(1) 被共済自動車が法第10条に規定する自動車となった場合</p> <p>(2) 被共済自動車について他に共済契約又は保険契約が締結されており、かつ、その契約の共済期間又は保険期間の終期が当該共済契約の共済期間の終期と同一であるかその終期よりも遅いものである場合</p> <p>(告知義務)</p> <p>第31条 共済契約者又は被共済者になる者は、共済契約締結の際、この会が告知を求めた法第23条の3第1項において準用する法第20条に規定する事項(以下この条において「告知事項」という。)について、この会に事実を正確に告げなければならない。</p>	<p>いて、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合</p> <p>(6) 道路運送車両法第36条の2第1項(同法第73条第2項において準用する場合を含む。)の許可を受けて運行の用に供する自動車について、回送運行許可番号標を運輸監理部長又は運輸支局長に返納した場合</p> <p>(7) 道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第63条の2第3項ただし書の規定により臨時運転番号標の貸与を受けて運行の用に供する検査対象外軽自動車について、臨時運転番号標を運輸監理部長又は運輸支局長に返還した場合</p> <p>(この会又は共済契約者による解除)</p> <p>第30条 この会又は共済契約者は、次の各号に掲げる場合には、この会は共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約者はこの会に対する書面による通知をもってそれぞれ将来に向かって、共済契約を解除することができる。</p> <p>(1) 被共済自動車が法第10条に規定する自動車となった場合</p> <p>(2) 被共済自動車について他に共済契約又は保険契約が締結されており、かつ、その契約の共済期間又は保険期間の終期が当該共済契約の共済期間の終期と同一であるかその終期よりも遅いものである場合</p> <p>(告知義務)</p> <p>第31条 共済契約者又は被共済者になる者は、共済契約締結の際、この会が告知を求めた法第23条の3第1項において準用する法第20条に規定する事項(以下この条において「告知事項」という。)について、この会に事実を正確に告げなければならない。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>2 この会は、共済契約締結の際、共済契約者又は被共済者が故意又は重大な過失によって告知事項について事実を告げず又は不実のことを告げたときは、共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約を解除することができる。ただし、この会がその事実を知り又は過失によってこれを知らなかったときは、この限りではない。</p> <p>3 前項本文の規定は、共済契約者又は被共済者が<u>書面またはこの会の指定する電磁的方法</u>をもってその訂正を申し出てこの会がこれを承認した後、又はこの会が解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合もしくは共済契約締結の時から5年を経過した場合は、これを適用しない。</p> <p>4 第2項の解除は、共済契約者が解除の通知を受けた日から起算して7日の後に、将来に向かってその効力を生ずるものとする。</p> <p>5 この会は、前項の規定により解除の効力が生ずる日前に生じた事故により共済金又は損害賠償額を支払ったときは、共済契約者に対してその支払った金額の支払を請求することができる。</p> <p>6 この会は、第1項の規定により告げられ内容が事実と異なる場合において、共済掛金を訂正する必要があるときは、共済掛金の差額を返還し、又は請求する。</p> <p>(共済証明書等の返納)</p> <p>第32条 共済契約者は、共済契約が解除されたときは、共済証明書及び共済標章をこの会に返納<u>または破棄</u>しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">- 省 略 -</p>	<p>2 この会は、共済契約締結の際、共済契約者又は被共済者が故意又は重大な過失によって告知事項について事実を告げず又は不実のことを告げたときは、共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約を解除することができる<u>でる</u>。ただし、この会がその事実を知り又は過失によってこれを知らなかったときは、この限りではない。</p> <p>3 前項本文の規定は、共済契約者又は被共済者が<u>書面をもってその訂正</u>を申し出てこの会がこれを承認した後、又はこの会が解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合もしくは共済契約締結の時から5年を経過した場合は、これを適用しない。</p> <p>4 第2項の解除は、共済契約者が解除の通知を受けた日から起算して7日の後に、将来に向かってその効力を生ずるものとする。</p> <p>5 この会は、前項の規定により解除の効力が生ずる日前に生じた事故により共済金又は損害賠償額を支払ったときは、共済契約者に対してその支払った金額の支払を請求することができる。</p> <p>6 この会は、第1項の規定により告げられ内容が事実と異なる場合において、共済掛金を訂正する必要があるときは、共済掛金の差額を返還し、又は請求する。</p> <p>(共済証明書等の返納)</p> <p>第32条 共済契約者は、共済契約が解除されたときは、共済証明書及び共済標章をこの会に返納しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">- 省 略 -</p>

次のとおり、全国労働者共済生活協同組合連合会自動車損害賠償責任共済事業規約 別紙 自動車損害賠償責任共済約款を一部変更する。

自動車損害賠償責任共済約款変更条文新旧対照表

(下線部分は変更部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(告知義務)</p> <p>第5条 共済契約者または被共済者になる者は、共済契約締結の際、この会が告知を求めた法第23条の3第1項において準用する法第20条に規定する事項（以下この条において「告知事項」といいます。）について、この会に事実を正確に告げなければなりません。</p> <p>2 この会は、共済契約締結の際、共済契約者または被共済者が故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは不実のことを告げたときは、共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約を解除することができます。ただし、この会がその事実を知りまたは過失によってこれを知らなかったときは、この限りではありません。</p> <p>3 前項本文の規定は、共済契約者または被共済者が<u>書面またはこの会の指定する電磁的方法をもってその訂正を申し出てこの会がこれを承認した後、またはこの会が解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合もしくは共済契約締結の時から5年を経過した場合は、これを適用しません。</u></p> <p>4 第2項の解除は、共済契約者が解除の通知を受けた日から起算して7日の後に、将来に向かってその効力を生じます。</p> <p>5 この会は、前項の規定により解除の効力が生ずる日前に生じた事故により共済金または損害賠償額を支払ったときは、共済契約者に対してその支払った金額の支払を請求することができます。</p>	<p>(告知義務)</p> <p>第5条 共済契約者または被共済者になる者は、共済契約締結の際、この会が告知を求めた法第23条の3第1項において準用する法第20条に規定する事項（以下この条において「告知事項」といいます。）について、この会に事実を正確に告げなければなりません。</p> <p>2 この会は、共済契約締結の際、共済契約者または被共済者が故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは不実のことを告げたときは、共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約を解除することができます。ただし、この会がその事実を知りまたは過失によってこれを知らなかったときは、この限りではありません。</p> <p>3 前項本文の規定は、共済契約者または被共済者が<u>書面をもってその訂正を申し出てこの会がこれを承認した後、またはこの会が解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合もしくは共済契約締結の時から5年を経過した場合は、これを適用しません。</u></p> <p>4 第2項の解除は、共済契約者が解除の通知を受けた日から起算して7日の後に、将来に向かってその効力を生じます。</p> <p>5 この会は、前項の規定により解除の効力が生ずる日前に生じた事故により共済金または損害賠償額を支払ったときは、共済契約者に対してその支払った金額の支払を請求することができます。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>6 この会は、第1項の規定により告げられ内容が事実と異なる場合において、共済掛金を訂正する必要があるときは、共済掛金の差額を返還し、または請求します。</p> <p>(事故の発生)</p> <p>第7条 事故が発生したことを知った場合は、共済契約者または被共済者は、次のことを履行しなければなりません。</p> <p>(1) 次の事項を遅滞なく、この会に通知すること。</p> <p>イ 事故発生の日時、場所、その状況、被害者の住所、氏名、年齢および職業</p> <p>ロ 被共済自動車が、道路運送車両法第41条に規定する自動運行装置(以下「自動運行装置」といいます。)を備えているときは、当該装置の作動状況</p> <p>ハ イに掲げる事項について証人となる者があるときはその者の住所および氏名</p> <p>ニ 損害賠償の請求を受けたときはその内容</p> <p>(2) 前号の<u>事項</u>のほか、この会が特に必要とする書類または証拠となるものの提出を求めた場合には、遅滞なく、これを提出すること。</p> <p>(3) 他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすることその他損害の発生および拡大の防止に努めること。</p> <p>(4) 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく、<u>書面またはこの会の指定する電磁的方法により</u>この会に通知すること。</p>	<p>6 この会は、第1項の規定により告げられ内容が事実と異なる場合において、共済掛金を訂正する必要があるときは、共済掛金の差額を返還し、または請求します。</p> <p>(事故の発生)</p> <p>第7条 事故が発生したことを知った場合は、共済契約者または被共済者は、次のことを履行しなければなりません。</p> <p>(1) 次の事項を遅滞なく、<u>書面</u>でこの会に通知すること。</p> <p>イ 事故発生の日時、場所、その状況、被害者の住所、氏名、年齢および職業</p> <p>ロ 被共済自動車が、道路運送車両法第41条に規定する自動運行装置(以下「自動運行装置」といいます。)を備えているときは、当該装置の作動状況</p> <p>ハ イに掲げる事項について証人となる者があるときはその者の住所および氏名</p> <p>ニ 損害賠償の請求を受けたときはその内容</p> <p>(2) 前号の<u>書類</u>のほか、この会が特に必要とする書類または証拠となるものの提出を求めた場合には、遅滞なく、これを提出すること。</p> <p>(3) 他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすることその他損害の発生および拡大の防止に努めること。</p> <p>(4) 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく、<u>書面により</u>この会に通知すること。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>2 この会は、前項第3号のために必要または有益であった費用は、第3条（損害の範囲および責任の限度）第1項に規定する損害の額と合算し、共済金額を限度として共済金を支払います。ただし、損害賠償額の支払がある場合には、共済金と損害賠償額の合計額について、共済金額を限度とします。</p> <p>（解除）</p> <p>第10条</p> <p>共済契約者は、被共済自動車が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、この会に対する書面またはこの会の指定する電磁的方法による通知をもって共済契約を解除することができます。</p> <p>(1) 登録自動車について、道路運送車両法第15条、第15条の2または第16条の規定により、それぞれ永久抹消登録、輸出抹消仮登録または一時抹消登録を受けた場合</p> <p>(2) 軽自動車または二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を運輸監理部長、運輸支局長または軽自動車検査協会に提出した場合</p> <p>(3) 小型特殊自動車または原動機付自転車について、使用を廃止し、標識を特別区または市町村の長に提出した場合</p> <p>(4) 臨時運行の許可を受けた自動車について、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合</p> <p>(5) 回送運行の許可を受けた自動車について、回送運行許可番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返納した場合</p> <p>(6) 臨時運転番号標の貸与を受けた軽自動車について、その番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返還した場合</p> <p>(7) 関税法第67条の輸出の許可を受けた場合</p>	<p>2 この会は、前項第3号のために必要または有益であった費用は、第3条（損害の範囲および責任の限度）第1項に規定する損害の額と合算し、共済金額を限度として共済金を支払います。ただし、損害賠償額の支払がある場合には、共済金と損害賠償額の合計額について、共済金額を限度とします</p> <p>（解除）</p> <p>第10条</p> <p>共済契約者は、被共済自動車が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、この会に対する書面による通知をもって共済契約を解除することができます。</p> <p>(1) 登録自動車について、道路運送車両法第15条、第15条の2または第16条の規定により、それぞれ永久抹消登録、輸出抹消仮登録または一時抹消登録を受けた場合</p> <p>(2) 軽自動車または二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を運輸監理部長、運輸支局長または軽自動車検査協会に提出した場合</p> <p>(3) 小型特殊自動車または原動機付自転車について、使用を廃止し、標識を特別区または市町村の長に提出した場合</p> <p>(4) 臨時運行の許可を受けた自動車について、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合</p> <p>(5) 回送運行の許可を受けた自動車について、回送運行許可番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返納した場合</p> <p>(6) 臨時運転番号標の貸与を受けた軽自動車について、その番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返還した場合</p> <p>(7) 関税法第67条の輸出の許可を受けた場合</p>

改 正 後	改 正 前
<p>2 次の各号のいずれかに該当する場合には、この会は共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約者はこの会に対する<u>書面またはこの会の指定する電磁的方法による通知</u>をもって、それぞれ共済契約を解除することができます。</p> <p>(1) 第6条（通知義務）第1項第2号に規定する事実が生じた場合</p> <p>(2) 被共済自動車について他に責任共済の契約または責任保険（法第5条に規定する責任保険をいいます。以下同様とします。）の契約が締結されており、かつ、その契約の共済期間または保険期間の終期がこの共済契約の共済期間の終期と同一であるかその終期より遅いものである場合</p> <p>3 前各項の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。</p> <p>4 共済契約者は、第1項および第2項による解除または第5条（告知義務）第2項による解除の場合は、被共済自動車が共済標章の交付を受けている自動車であるときは証明書および共済標章を、その他の自動車であるときは証明書をこの会へ返納または破棄しなければなりません。</p> <p>（指定紛争処理機関）</p> <p>第19条 この会が支払うべき共済金または損害賠償額の決定について、この会と被共済者または被害者との間で争いが生じた場合は、その当事者のいずれも、法第23条の5に規定する指定紛争処理機関に紛争処理を申請することができるものとします。</p> <p>2 この会は、前項の指定紛争処理機関による紛争処理が行われた場合、その調停を遵守します。ただし、裁判所において、判決、和解または調停等による解決が行われた場合には、この限りではありません。</p>	<p>2 次の各号のいずれかに該当する場合には、この会は共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約者はこの会に対する<u>書面による通知</u>をもって、それぞれ共済契約を解除することができます。</p> <p>(1) 第6条（通知義務）第1項第2号に規定する事実が生じた場合</p> <p>(2) 被共済自動車について他に責任共済の契約または責任保険（法第5条に規定する責任保険をいいます。以下同様とします。）の契約が締結されており、かつ、その契約の共済期間または保険期間の終期がこの共済契約の共済期間の終期と同一であるかその終期より遅いものである場合</p> <p>3 前各項の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。</p> <p>4 共済契約者は、第1項および第2項による解除または第5条（告知義務）第2項による解除の場合は、被共済自動車が共済標章の交付を受けている自動車であるときは証明書および共済標章を、その他の自動車であるときは証明書をこの会へ返納しなければなりません。</p> <p>（指定紛争処理機関）</p> <p>第19条 この会が支払うべき共済金または損害賠償額<u>の額</u>の決定について、この会と被共済者または被害者との間で争いが生じた場合は、その当事者のいずれも、法第23条の5に規定する指定紛争処理機関に紛争処理を申請することができるものとします。</p> <p>2 この会は、前項の指定紛争処理機関による紛争処理が行われた場合、その調停を遵守します。ただし、裁判所において、判決、和解または調停等による解決が行われた場合には、この限りではありません。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(証明書等の再交付)</p> <p>第22条 この会は、証明書または共済標章を次の各号のいずれかに該当する場合に、共済契約者に再交付します。ただし、共済標章の再交付を受ける場合には、共済契約者は証明書を提示しなければなりません。</p> <p>(1) 損傷もしくは識別困難となった証明書もしくは共済標章の提出<u>またはその証拠の提出</u>があった場合</p> <p>(2) 盗難、焼失、滅失等により証明書または共済標章を提出することができないときは、<u>その証拠</u>の提出があった場合</p>	<p>(証明書等の再交付)</p> <p>第22条 この会は、証明書または共済標章を次の各号のいずれかに該当する場合に、共済契約者に再交付します。ただし、共済標章の再交付を受ける場合には、共済契約者は証明書を提示しなければなりません。</p> <p>(1) 損傷<u>または</u>識別困難となった証明書<u>または</u>共済標章の提出があった場合</p> <p>(2) 盗難、焼失、滅失等により証明書または共済標章を提出することができないときは、<u>これを証する書類</u>の提出があった場合</p>